

令和8年度 赤レンガ倉庫横広場利用者募集要項

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会

本要項は、「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会」がにぎわい創出と地域活性化に向けた取り組みを行うため、「赤レンガ倉庫横広場」の利用について応募方法等を定めています。

ご応募に際しては、本要項の内容をご確認ください。

なお、記載されていない事項や不明な点等がございましたら、下記問合せ先までお問合せください。

問合せ先

〒552-0021

大阪市港区築港3-7-15 港振興ビル 212

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会

赤レンガ倉庫横広場利用推進担当

一般社団法人 港まちづくり協議会大阪 松本・信野

Mail : hbkkk913@ybb.ne.jp

電話 : 06-6572-0017 (お問合せ時間: 平日の10:00~15:00)

FAX : 06-6572-0017

※電話でのお問合せ時に不在の場合がありますので、ご了承ください。

電子メール・FAXでお問合せされる方は、連絡先(担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を必ずご記名ください。

1. 趣旨

「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会」(以下「実行委員会」)では、大阪の海の玄関口である築港・天保山地区がこれまで果たしてきた交易・交流の場としての役割、歴史的価値・特性を再発見し、地域住民のわがまちへの愛着を深めるとともに、訪れたいエリアとしてその魅力を創出・発信し、より多くの人々が訪れ、交流し、楽しむことができるにぎわいのあるまちづくりを進めるため、住民、NPO団体及び地元企業等の幅広い参加により、地域のにぎわいづくりと経済の活性化に寄与する事業等を行うこととしています。

これらを踏まえ、「実行委員会」では、イベント等の開催により、恒常的なにぎわいを創出し、まちの活性化を図ることを目的に「赤レンガ倉庫横広場」の利用者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 応募スケジュール等について

応募申込は、利用日の30日前までに「実行委員会」へ申込みください。

※ただし、申請内容により大阪港湾局への申請となる場合があります。

応募内容は実行委員会で順次審査し、応募申込書を受理した日から原則として2～3週間程度で「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」もしくは「赤レンガ倉庫横広場利用不適合通知書」を送付します。

「赤レンガ倉庫横広場」の利用日及び募集(受付)期間については、下記のとおりです。

| イベント等利用日時(原則) | 募集(受付)期間 |
|---|------------------------|
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち、令和8年6月21日を除く土日祝日の9時～17時30分の範囲 | 令和8年3月1日 ～令和9年2月28日 |

※「赤レンガ倉庫横広場」の利用時間は原則として9時から17時30分とします。

ただし、夜間に行うイベント(イルミネーションイベント等)の場合は、23時までとします。

(2) 「赤レンガ倉庫横広場」の概要について

1) 所在地: 大阪市港区海岸通2丁目7番5

2) 利用可能面積: 約4,800平方メートル

※「赤レンガ倉庫横広場」は大阪港湾局が所管する中央突堤臨港緑地の一部であり、「実行委員会」が大阪港湾局から行為許可を受けます。

(3) 利用について

- 1) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用はイベント等の開催により、地区のにぎわいを創出でき、かつ、大阪市港湾施設条例を遵守した利用に限ります。
広場の利用料については、次表のとおりです。

| イベント例 | 利用料金 |
|---------------|--|
| オープンカフェ | 飲食・物販など有料イベント <u>2,330 円/ (3 時間/100 平方メートル)</u> |
| 大道芸等のイベント | |
| フリーマーケット・露店など | 無料イベント <u>1,150 円/ (3 時間/100 平方メートル)</u> |
| 写真撮影 | <u>10,870 円/2 時間</u> |

※ 令和 8 年 4 月 1 日より、大阪市港湾施設条例において、利用料金が一部改正されました。

※ 「赤レンガ倉庫横広場」の全部又は一部を独占して利用し、地域住民などの一般利用者の同広場の利用を妨げるイベントや野外ライブ等の音楽イベントは実施できません。

また、広場の利用に伴い、水道を利用する場合の利用料等については次表のとおりです。

| 水道使用量上限 (1 日/事業者) | 利用料金 (1 日/事業者) |
|----------------------|----------------|
| 10 m ³ /日 | 3,000 円/日 |

なお、利用料金は「実行委員会」が発行する「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を受け取ってから 2 週間以内（土日祝日の場合は翌営業日）に「実行委員会」が指定する口座にお振り込みください。

- 2) 現状有姿での利用になります。瑕疵責任は負いません。
- 3) 審査は、提出された企画書に基づき、「実行委員会」及び大阪港湾局が行います。
なお、企画の実施決定にあたり、応募者から企画内容について説明を求める場合があります。
- 4) 審査完了後、企画内容が適正と認められる場合は、「実行委員会」から「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を交付します。また、不適切であると認められる場合は、「実行委員会」から「赤レンガ倉庫横広場利用不適合通知書」を交付します。
- 5) 応募者は「実行委員会」が交付する「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」をもって「赤レンガ倉庫横広場」を利用できます。
- 6) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用が提出された企画書と相違する場合、急遽中止を勧告するとともに違約金を求める場合があります。
- 7) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用に際しては、関係法令、利用規約を遵守していただきます。
- 8) 土日祝日の利用に限ります。利用後は現状回復してください。

3. 留意事項

- 1) イベント開催等により、来訪者で混雑する場合の安全対策や災害時の避難誘導等について、警察等から指導がある場合は、これに従っていただく必要があります。
- 2) 地域や周辺住民、関係機関へのイベントの事前周知やイベント開催中の呼び込み行為や騒音、違法駐車等、周辺への迷惑となる行為には十分配慮する必要があります。
- 3) 災害発生時には市民の避難場所となる場合や、災害対応のためにイベント等の中止を命ずることがあります。
- 4) 隣接する人工地盤のトイレを利用する場合は、扉の開錠が必要です。
利用については「実行委員会」にご相談ください。
- 5) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用にあたり、物品の搬入等、道路側にある車両出入口を開放する場合は、開錠が必要です。
車両出入口を開放する場合は、「実行委員会」にご相談ください。
- 6) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用に伴い水道を利用する場合は、設備の開錠が必要です。
利用については「実行委員会」にご相談ください。
- 7) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用については、一般来訪者の緑地内の回遊を妨げることがないように「人の導線」を確保してください。

4. 雨天荒天の場合について

雨天荒天の場合の対応については、利用者の判断にお任せします。事故等が発生しましても、「実行委員会」は、いっさいの責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。また、いずれの場合でも利用料金をご返却いたしません。

5. 応募手続きについて

(1) 受付について

「赤レンガ倉庫横広場」の利用希望者は、本募集要項及び利用規約をご熟読いただき、必要事項を「応募申込書類」に記入のうえ、「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会 赤レンガ倉庫横広場利用促進担当 一般社団法人 港まちづくり協議会大阪 松本」宛に電子メールまたはFAXにてお申込み下さい。

なお、ご利用についてのご相談・ご照会は随時承ります。

○応募申込書類

- ・赤レンガ倉庫横広場利用応募申込書（様式－1）
- ・企画書（様式－2）
- ・赤レンガ倉庫横広場利用希望場所図（様式－3）
- ・誓約書（様式－4）

○お申し込み先

〒552-0021

大阪市港区築港 3-7-15 港振興ビル 212

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会

赤レンガ倉庫横広場利用推進担当

一般社団法人 港まちづくり協議会大阪 松本・信野

Mail : hbkkk913@ybb.ne.jp

FAX : 06-6572-0017

応募申込書類により、お申し込みください。
受付は、電子メール、FAXのみとなります。

(2) 募集要項の配布等について

「(一社) 港まちづくり協議会大阪」のホームページから募集要項等を印刷してください。

<http://minatomachi-o.jp/>

6. 応募書類の取り扱いについて

応募時に提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

7. イベント等の中止について

イベント等を開催する 3 営業日前までに「実行委員会」にご連絡ください。

期日を過ぎた場合は、理由の如何に関わらず、利用料の返還はいたしません。